

こんにちは 家畜保健衛生所です

家畜伝染病予防法に基づく

家保便り 令和3年



定期報告書の提出について

次に掲げる家畜を所有する方は、毎年2月1日現在の飼養頭羽数などを管轄の家畜保健衛生所に報告することとなっています。

期限までに必ず提出してください。なお、原本をご自身で保管していただく場合は、FAXによる提出でも結構です。

様式は、奈良県HP「畜産課」よりダウンロードするか、家保にお問い合わせ下さい。

	小規模所有者	小規模所有者以外	報告期限
牛・水牛・馬	1頭	2頭以上	4月15日
鹿・羊・山羊・豚（ミニブタを含む） ・いのしし	1～5頭	6頭以上	
鶏・あひる（アヒモを含む） ・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	1～99羽	100羽以上	6月15日
だちょう	1～9羽	10羽以上	
必要な書類	◎基本情報（動物種、頭羽数）	◎基本情報（動物種、畜舎等の数、頭羽数） ◎飼養衛生管理基準の遵守状況 ◎その他添付書類	

奈良県家畜保健衛生所 業務第一課
〒639-1123 大和郡山市筒井町 600-3
TEL 0743-59-1700/FAX 0743-59-1740

奈良県家畜保健衛生所 業務第二課
〒639-2204 御所市南十三 152-1
TEL 0745-62-2440/FAX 0745-62-8771